広告掲載ガイドラインと掲載判断について

1.Another Kyoto広告掲載ガイドラインについて

Another Kyoto広告掲載ガイドラインは、公益社団法人京都府観光連盟（以下、「当団体」という）がAnother Kyotoサイトにおいて提供する広告掲載サービスに適用される基準です。広告掲載を申し込む広告主は、その広告についてこの基準を遵守いただく必要があります。

2.広告掲載の可否判断について

当団体は、独自の判断に基づいて、当団体が提供する広告掲載サービスにふさわしくない業種および事業者の広告、またふさわしくない広告内容の場合、サービスの提供を拒否することができるものとします。

以下のような業種及び事業者、また内容を含むサイトでは弊社の提供する如何なるサービスも利用することはできません。 以下の内容を含まないサイトでも、当団体が独自の判断に基づいてサービスの提供を拒否することがあります。

（広告を掲載しない業種及び事業者）

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種
(2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
(3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
(4) 法律の定めのない医業類似行為を行う業種
(5) 特定商取引に関する法律(昭和５１年法律第５７号)に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入を行う事業者。ただし、通信販売に関しては、特定商取引に関する法律第３０条に規定する通信販売協会に加盟している事業者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断するものを除く。
(6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
(7) 探偵社、身元調査会社等の業種
(8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
(9) 京都府物品又は役務の調達契約に係る指名停止等の措置要領、 京都府工事等契約に係る指名停止等の措置要領または京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けている事業者
(10) 京都府暴力団排除条例および京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等及び同条第５号に規定する暴力団密接関係者が関与している事業者
(11) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

（掲載しない広告の内容）

(1) 法令に違反するもの、又は違反するおそれのある広告

ア 法令により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、美化するもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告

ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

イ 名誉き損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

(4) 選挙に関する広告

公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

(5) 政治性のある広告

政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 宗教性のある広告

宗教団体の布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(7) 社会問題についての意見広告

ア 社会問題に関する主義主張を行うもの

イ 国内世論が大きく分かれているもの

(8) 個人の氏名又は法人名の名刺広告

個人又は法人の名称、所在地、連絡先のみの周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの

(9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの

イ 虚偽の表示を含むもの

(10) 責任の所在が不明確な広告客観的に見て責任の所在が明らかでないもの

(11) その他当団体の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

ア 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
イ 喫煙を勧奨するもの
ウ 特定の業者に不利益を与えるもの
エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのあるもの
オ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
キ 加重・多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの
ク 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入などをうたったもの（特定商取引に関する法律第３０条に規定する通信販売協会に加盟している事業者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断する事業者が掲載するものを除く。）
ケ 投機、射幸心を著しくあおるもの
コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
シ 品位を損なう表現のもの
ス 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるもの、その他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
セ その他社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現を含むもの

3. 広告掲載の責任について

当団体の広告掲載可否の判断は広告に関する広告主の責任を軽減するものではありません。広告掲載を申し込む際には、広告に関する責任は広告主自身が負うことを承諾したものとします。

4. 広告掲載の取り下げについて

本ガイドラインに違反した場合は、当団体は、事前の通知なしに広告掲載の取り下げができます。なお、規約に反するものであるか否かについては、当団体が判断するものとします。

広告掲載の取り下げにより、広告主と当団体間の本契約は終了するものとし、広告主は異議を述べることができません。

5. ご利用上の注意

当掲載ガイドラインは、掲載基準の全てを明記したものではありません。当団体は申し込まれたすべての広告について、掲載するか否かを判断する権利を持っており、当掲載ガイドラインに則していないと判断した場合、掲載実績の有無に関わらず、広告の掲載ができない場合があります。

また、当掲載ガイドラインに準拠されていても、その他事由により当団体が不適切と判断した場合には掲載をお断りすることがあります。いずれの場合においても、当団体はその理由を説明する義務を負いません。

6. 掲載ガイドラインの変更

当掲載ガイドラインは、広告主様、広告会社様への事前の通知や承諾なく変更または修正される場合があります。